

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-3
提出年月日	令和5年8月25日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-43	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤植を修正実施 (下線部参照) (旧) 可型重大事故等対処設備 (新) 可搬型重大事故等対処設備	7月31日提出資料にて反映済み 「大飯発電所3/4号炉」欄の修正比較表のみ
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-49	「大飯発電所3/4号炉」欄及び「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施 (下線部参照) (旧) (2) 復旧作業に係る要求事項 (新) (2) 復旧作業	7月31日提出資料にて反映済み 「大飯発電所3/4号炉」欄及び「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-52	相違理由欄 一番上の以下の記載について誤記であるため削除した。  【大飯】 審査基準改正に伴う相違	7月31日提出資料にて反映済み
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-91	第1表の記載を技術的能力1.1まとめ資料に合わせ適正化  【技能的能力1.1】 (修正例) ほう酸水を注水する対象を「発電用原子炉」から「原子炉容器」へ修正 (下線部参照)  (旧) 充てんポンプによりほう酸タンク水を発電用原子炉へ注入… (新) 充てんポンプによりほう酸タンク水を原子炉容器へ注入…	7月31日提出資料にて反映済み 技術的能力1.1まとめ資料更新に伴う反映
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-96	同上	7月31日提出資料にて反映済み
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-98	第1表 脱字訂正 (下線部参照)  【技能的能力1.3】 (旧) 専用工具 (蒸気加減弁操作) (新) 専用工具 (蒸気加減弁開操作)	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-105	同上	7月31日提出資料にて反映済み
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-118	第1表 記載の適正化 (下線部削除)  【技能的能力1.6】 技能的能力1.6 本文の記載と整合を図った。  (旧)・・・格納容器スプレイ冷却器及び安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁等が健全であれば、・・・ (新)・・・格納容器スプレイ冷却器及び安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁が健全であれば、・・・	7月31日提出資料にて反映済み  技能的能力1.6まとめ資料と整合
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-130	同上	7月31日提出資料にて反映済み
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-119	第1表 記載の適正化 (下線部削除)  【技能的能力1.6】 炉心損傷前/サポート系故障時/代替格納容器スプレイ (旧)・・・原子炉格納容器圧力が低下しない場合場合は、・・・ (新)・・・原子炉格納容器圧力が低下しない場合場合は、・・・  炉心損傷後/フロントライン系故障時/格納容器内自然対流冷却 (旧)・・・原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、・・・ (新)・・・原子炉格納容器内へのスプレイができない場合、・・・  (旧) ・・・により、C、D-格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、・・・ (新) ・・・によりC、D-格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、・・・	7月31日提出資料にて反映済み
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-131, 132	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-132	第1表 誤記訂正 (下線部参照)  【技能的能力1.6 相違理由欄】 (旧)・・・水源から直接被供給先に給水できる。 (新)・・・水源から直接供給先に給水できる。	7月31日提出資料にて反映済み
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-140	第1表 記載の適正化 (下線部参照)  【技能的能力1.8 相違理由欄】 (旧)・・・原子炉容器へ注水する方針(伊方3号炉, 川内1/2号炉と同様) (新)・・・原子炉容器へ注水する方針は、 <u>伊方3号炉, 川内1/2号炉と同様である。</u>	7月31日提出資料にて反映済み
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-149, 151	第1表 誤記訂正 (下線部参照)  【技能的能力1.11 相違理由欄】 (旧)・・・使用済燃料ピットの除熱量を熱負荷上回る水温で管理。 (新)・・・使用済燃料ピットの <u>熱負荷</u> が除熱量を上回る水温で管理。	7月31日提出資料にて反映済み
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-130	第1表 記載の適正化 (下線部削除)  【技能的能力1.9】 (旧)全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの給電後、 (新)全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備からの給電後、	7月31日提出資料にて反映済み
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-145	同上	7月31日提出資料にて反映済み
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-142	第1表 記載の適正化 【技術的能力1.14】 不要な直流負荷切離し操作「8.5時間以内」の記載に関する修正について  不要な直流負荷切離し操作「8.5時間以内」の操作開始時期については、全交流動力電源喪失から8時間以降に実施し30分以内で操作が完了するため、「8.5時間以内」と記載としていたが、大飯と同様に8時間以降に実施するため、大飯と同様の記載内容とした。  (旧) 8.5時間以内 (新) 8時間以降	7月31日提出資料にて反映済み  技能的能力1.14まとめ資料と整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-165	同上	7月31日提出資料にて反映済み
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-143	第1表 記載の適正化 (下線部参照) 【技術的能力1. 14】  (旧) 少なくとも一系統 (新) 少なくとも <u>1</u> 系統	7月31日提出資料にて反映済み
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-166	同上	7月31日提出資料にて反映済み
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-144	第1表 誤記訂正 (下線部参照)  【技能的能力1. 14】 (旧) …ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (約540kL) 又は燃料タンク (SA) (約50kL) を管理する。  (新) …ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (約540kL) <u>及び</u> 燃料タンク (SA) (約50kL) を管理する。	7月31日提出資料にて反映済み
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-167	同上	7月31日提出資料にて反映済み
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-145	第1表 記載の適正化 (下線部参照)  【技能的能力1. 15】 (旧) …炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等… (新) …炉心損傷防止対策、 <u>格納容器破損防止対策</u> 等…	7月31日提出資料にて反映済み
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-168	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-148	第1表 記載の適正化 (下線部参照)  【技能的能力1.15】 (旧) 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失等が発生した場合は… (新) 全交流動力電源喪失、 <u>直流電源喪失等</u> が発生した場合は…	7月31日提出資料にて反映済み
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-171	同上	7月31日提出資料にて反映済み
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-174	第1表 記載の適正化 (下線部参照)  【技能的能力1.16 相違理由欄】 (旧) ・大飯3/4号炉は、アニュラス空気浄化設備運転において、A、B両系のアニュラス空気浄化設備の弁を代替電源設備によって電磁弁を開放する設計としていることから、 <u>運転号機を限定した記載としていない。</u> ・泊3号炉は、B系のアニュラス空気浄化設備の弁を常設代替交流電源設備によって電磁弁を開放する設計としていることから、 <u>運転号機を記載している。</u> (川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様) (新) ・大飯3/4号炉は、アニュラス空気浄化設備運転において、A、B両系のアニュラス空気浄化設備の弁を開操作する設計としている。 ・泊3号炉は、B系のアニュラス空気浄化設備の弁及びダンパのみ開操作する設計としている。 (川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様)  (旧) 泊3号炉は、窒素ポンベによる開操作、アニュラス排気ダンパは遠隔操作機構による現場手動操作としている。 (新) 泊3号炉は、窒素ポンベを使用する。	7月31日提出資料にて反映済み  技能的能力1.16まとめ資料と整合
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-177	大飯発電所3/4号炉欄 第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19) の表題に以下の記載を追加し適正化 方針目的 居住性の確保	7月31日提出資料にて反映済み  「大飯発電所3/4号炉」欄の修正比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-184	第1表 相違理由の記載を以下のとおり修正 (下線部参照)  【技能的能力1.19 相違理由欄】 (旧) ・大飯3 / 4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 (新) ・大飯3 / 4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星電話設備(可搬)を設置又は保管している。	7月31日提出資料にて反映済み
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-159 1. 0-161	第2表において、対応手段の操作手順が同様な場合には、要員、要員数、想定時間の欄に「1. 2と同様」等と女川の審査実績を反映した記載としている。一方で、大飯の記載に合わせ、対応手段名称をカッコ書きで補足している記載もあり混在していることから、カッコ書きを削除、女川と同様の記載に統一する。  【1.4 / 主蒸気逃がし弁の現場手動操作による蒸気放出】 (旧) 1.3と同様 (現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様) (新) 1.3と同様  【1.11 / 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) への放水】 (旧) 1.12と同様 (可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制と同様) (新) 1.12と同様	7月31日提出資料にて反映済み
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-187 1. 0-190	同上	7月31日提出資料にて反映済み
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-160	第2表 記載の適正化 (下線部参照)  【技能的能力1.8】 (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	7月31日提出資料にて反映済み  技能的能力1.8まとめ資料と整合
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-189	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-162	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (4/8) 「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制」及び「海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」について、脱字を修正 (下線部参照) (旧) 1. 12と同様 (新) 1. 11及び1. 12と同様	7月31日提出資料にて反映済み
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-192	同上	7月31日提出資料にて反映済み
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-162	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (4/8) 「格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転」について、中央制御室における操作であるため、記載を削除した。	7月31日提出資料にて反映済み
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-192	同上	7月31日提出資料にて反映済み
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-162	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (4/8) 「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給」及び「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」について、技術的能力1. 13との条文間整合を図るため、要員欄及び要員数欄の記載を適正化 (下線部参照) 【要員欄】 (旧) 運転員 (中央制御室、現場) (新) 運転員 (現場) 【要員数欄】 (旧) <u>2</u> (新) <u>1</u>	7月31日提出資料にて反映済み 技能的能力1. 13まとめ資料と整合
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-192	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-163	第2表 記載の適正化 【技術的能力1.14】 不要な直流負荷切離し操作「8.5時間以内」の記載に関する修正について  不要な直流負荷切離し操作「8.5時間以内」の操作開始時期については、全交流動力電源喪失から8時間以降に実施し30分以内で操作が完了するため、「8.5時間以内」と記載としていたが、大飯と同様に8時間以降に実施するため、記載を適正化した。  (旧) 8.5時間以内 (新) 8時間以降	7月31日提出資料にて反映済み  技能的能力1.14まとめ資料と整合
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-194	同上	7月31日提出資料にて反映済み
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-163	第2表 記載の適正化 技術的能力1.14まとめ資料に合わせ、常設代替交流電源設備による給電(代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電、メタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電、コントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電)の要員及び要員数を変更した。 要員 (旧) 運転班員 (新) 運転員  運転員(中央制御室, 現場) 要員数 (旧) 2 (新) 4	7月31日提出資料にて反映済み  技能的能力1.14まとめ資料と整合
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-194	同上	7月31日提出資料にて反映済み
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-175	「女川原子力発電所2号炉」欄  以下の誤植を修正実施(下線部参照) (旧) 風向, 風速その他の気象条件の測定 (新) 風向, 風速その他	7月31日提出資料にて反映済み  「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-187	「女川原子力発電所2号炉」欄  対応手段『低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水』に対する要員欄及び要員数欄について以下の誤植を修正実施（下線部参照） （旧） 要員欄〈要員数欄〉：運転員（中央制御室，現場）〈3〉 （新） 要員欄〈要員数欄〉：運転員（中央制御室，現場）〈3〉 重大事故等対応要員 〈10〉	7月31日提出資料にて反映済み  「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.1-別紙1-6	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、記載を適正化した。（下線部参照）  （旧） ③ 代替格納容器スプレィポンプを起動（図3③）し、運転状態及び補助給水ピット水位等により、～ （新） ③ 代替格納容器スプレィポンプを起動（図3③）し、運転状態及び補助給水ピット水位により、～	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力1.13まとめ資料での変更に伴う反映
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.1-20	同上	7月31日提出資料にて反映済み
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.1-26	「女川原子力発電所2号炉」欄  以下の誤植を修正実施（下線部参照）  （旧） ②ろ過水系連絡第一弁（第8図⑤），ろ過水系連絡第二弁（第8図）を「全開」する。 （新） ②ろ過水系連絡第一弁（第8図⑤），ろ過水系連絡第二弁（第8図⑥）を「全開」する。	7月31日提出資料にて反映済み  「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.1-別紙 1-3 1.0.1-別紙 1-5 1.0.1-別紙 1-7 1.0.1-別紙 1-9 1.0.1-別紙 1-11 1.0.1-別紙 1-13	資料間の整合のため、別紙1の各図面の凡例の記載方法を縦書きから横書きに変更した。	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力まとめ資料1.4, 1.7, 1.13, 1.14概要図変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.1-18 1.0.1-19 1.0.1-20 1.0.1-21 1.0.1-23 1.0.1-25	同上	7月31日提出資料にて反映済み
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.1-別紙 1-10 1.0.1-別紙 1-12 1.0.1-別紙 1-13	接続口設計変更の反映 (技術的能力1.7最新化の反映)  格納容器内自然対流冷却で用いる可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続口について、女川2号炉及び島根2号炉の審査実績を踏まえ、屋外2箇所に加えて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮した接続口を建屋内に1箇所設置する設計方針としたことに伴い、関連する記載箇所を修正した。修正箇所は以下のとおり。  ・ 5. (1) 操作概要 ・ 図 5 (1/2) ・ 図 5 (2/2)	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力1.7まとめ資料での変更に伴う反映
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.1-22 1.0.1-23	同上	7月31日提出資料にて反映済み
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.3-2	「女川原子力発電所2号炉」欄  以下の誤植を修正実施 (下線部参照) (旧) 予備品への取替のために必要な機材等 (新) 予備品への取替のために必要な機材等	7月31日提出資料にて反映済み  「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.3-6	図1「予備品等の保管場所及びアクセスルート」について、43条の接続口の設置位置の変更に伴い、原子炉建屋東側にアクセスルート (要員) を追加	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力1.0.2まとめ資料変更に伴う反映
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.3-8	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.4-11	脱字訂正 (下線部参照) 表2「放射線管理用資機材等」 (旧) 2000錠 1000錠 (新) 2,000錠 1,000錠	7月31日提出資料にて反映済み No312にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■DB34条まとめ資料更新予定(8月一括資料提出)に伴う整合のため、数量内訳を指揮所と待機所で明確にした。
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.4-13	同上	7月31日提出資料にて反映済み No313にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■DB34条まとめ資料更新予定(8月一括資料提出)に伴う整合のため、数量内訳を指揮所と待機所で明確にした。
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.6-5	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施 (下線部参照) (旧) 事故の起因事象を <u>間</u> わず, (新) 事故の起因事象を <u>間</u> わず,	7月31日提出資料にて反映済み 「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.6-15	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施 (下線部参照) (旧) a. 手順の操作完了 (機能発揮) までの所要時間・所要人数 (新) a. 手順の操作完了 (機能発揮) までの所要時間・所要人数	7月31日提出資料にて反映済み 「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.9-3	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (1) 原子力防災訓練 1パラ目 (旧) 原子力防災訓練の具体的な要領は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている泊原子力発電所原子力事業者防災業務計画に従い実施している。 (新) 原子力防災訓練の具体的な要領は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている泊発電所原子力事業者防災業務計画に従い実施している。	7月31日提出資料にて反映済み
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.9-10	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.9-11	「女川原子力発電所2号炉」欄  以下の誤植を修正実施（下線部参照） (旧) なお、運転員についても上記に準じた訓練、 (新) なお、運転員についても上記に準じた訓練、	7月31日提出資料にて反映済み  「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.9-16	表6 シビアアクシデント対応訓練の訓練内容について記載の適正化を実施（下線部参照）  (旧) 事故事象が進展し、～事象の進展予測及び事象収束のための対策案の立案等を実施する。 (新) 事故事象が進展し、～事象の進展予測、 <u>事象収束のための対策案の立案等</u> を実施する。	7月31日提出資料にて反映済み
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.9-31	同上	7月31日提出資料にて反映済み
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.9-17	表7 保修課員の教育訓練 活動の内容(例)について記載の適正化を実施（下線部参照）  (旧) 新入社員集合教育実施後、原子力教育センター及び社外の研修機関等において、基本的な設備（弁、電動機、ポンプ、機器、遮断器、検出器、伝送器、制御器等）～ (新) 新入社員集合教育実施後、原子力教育センター、 <u>社外の研修機関等</u> において、基本的な設備（弁、電動機、ポンプ、機器、遮断器、検出器、伝送器、制御器等）～	7月31日提出資料にて反映済み
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.9-47	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-2	以下の記載を適正化した。  (旧) 重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、～～～安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。 (新) 重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、～～～安全が確保できる発電用原子炉の運転状態に移行する。	7月31日提出資料にて反映済み
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-6	同上	7月31日提出資料にて反映済み
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-6	上記の記載適正化に伴い、以下の相違理由を追記  記載表現の相違 ・技術的能力1.0の記載と統一	7月31日提出資料にて反映済み
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-23	「女川原子力発電所2号炉」欄  以下の誤植を修正実施（下線部参照） (旧) ② 各班長は、班員から報告を又け、～～～ ③ 発電所対策本部長は、各班長からの発話、報告を又け、～～～ (新) ② 各班長は、班員から報告を受け、～～～ ③ 発電所対策本部長は、各班長からの発話、報告を受け、～～～	7月31日提出資料にて反映済み  「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-別紙3-2	図2「緊急時対策所までのアクセスルート」について、43条の接続口の設置位置の変更に伴い、原子炉建屋東側にアクセスルート（要員）を追加	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力1.0.2まとめ資料変更に伴う反映
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-72	同上	7月31日提出資料にて反映済み
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-別紙4-1	別紙4『〇通信連絡設備』について、他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、記載を適正化した。	7月31日提出資料にて反映済み  DB34条別添1『5.2-1表 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備』と整合。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-73	同上	7月31日提出資料にて反映済み
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-別紙7-10	図8「発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート」について、43条の接続口の設置位置の変更に伴い、原子炉建屋東側にアクセスルート(要員)を追加	7月31日提出資料にて反映済み 技術的能力1.0.2まとめ資料変更に伴う反映
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-90	同上	7月31日提出資料にて反映済み
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.12-4	以下の記載を適正化した。  (旧) ～～無停電運転保安灯の設置、可搬型照明(ヘッドライト)及び可搬型照明(懐中電灯)等の照明を確保～～ (新) ～～無停電運転保安灯の設置、可搬型照明(ヘッドライト)、可搬型照明(懐中電灯)等の照明を確保～～	7月31日提出資料にて反映済み
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.12-5	同上	7月31日提出資料にて反映済み
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.12-11, 13, 18	相違理由欄の誤記を修正した。  (旧) 発電所対策本部内及び本店対策本部との情報共有～～～ (新) 発電所対策本部内、本店対策本部等との情報共有～～～	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 12-9	以下の記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) d. 発電所対策本部長の管理班数を縮小し、本部長の指揮命令能力向上を図るために、泊発電所の原子力防災組織を図5のとおり変更した。 (新) d. 発電所対策本部長の管理班数を整理し、本部長の指揮命令能力向上を図るために、泊発電所の原子力防災組織を図5のとおり変更した。	7月31日提出資料にて反映済み
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 12-25	同上	7月31日提出資料にて反映済み
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 12-9	記載を適正化するため、下線部部分を追記した。  (旧) e. ～また、訓練事務局となり、訓練の計画及びシナリオ作成を主導している。 (新) e. ～また、 <u>当該部署</u> が訓練事務局となり、訓練の計画及びシナリオ作成を主導している。	7月31日提出資料にて反映済み
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 12-26	同上	7月31日提出資料にて反映済み
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 12-10	以下の記載を適正化した。  (旧) f. 発電所対策本部内 <u>及び</u> 本店対策本部等との情報共有～～～ (新) f. 発電所対策本部内、 <u>本店</u> 対策本部等との情報共有～～～	7月31日提出資料にて反映済み
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 12-26	同上	7月31日提出資料にて反映済み
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 12-26	上記修正化に伴い相違理由欄について記載を適正化した。  (旧) 発電所対策本部内 <u>及び</u> 本店対策本部等との情報共有～～～ (新) 発電所対策本部内、 <u>本店</u> 対策本部等との情報共有～～～	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.12-10	以下の記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) g. シビアアクシデント発生時の諸現象, 対応操作及びその考え方等の知識向上, <u>また</u> , シビアアクシデント発生時のプラント挙動を予測し, アクシデントマネジメントガイドライン等を使用した事故時の対応能力向上を目的とした訓練をメーカー等の社外専門家の協力を得た教育を実施している。 (新) g. シビアアクシデント発生時の諸現象, 対応操作及びその考え方等に対する知識向上に加え, シビアアクシデント発生時のプラント挙動を予測し, アクシデントマネジメントガイドライン等を使用した事故時の対応能力向上を目的とした訓練を, <u>メーカー等の社外専門家の協力を得て</u> 実施している。	7月31日提出資料にて反映済み
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.12-27	同上	7月31日提出資料にて反映済み
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.12-14	以下の記載を適正化した。  (旧) 可搬型照明 (SA) 及び可搬型照明 (ヘッドライト) 等 (新) 可搬型照明 (SA) <u>、</u> 可搬型照明 (ヘッドライト) 等	7月31日提出資料にて反映済み
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.12-30	同上	7月31日提出資料にて反映済み
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.12-16	表3「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の前後の主な教育・訓練の比較」において, 以下の脱字を修正した。  (旧) 訓練 (運転員含) (新) 訓練 (運転員含 <u>む</u> 。)	7月31日提出資料にて反映済み
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.12-32	同上	7月31日提出資料にて反映済み



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-1	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『原子炉出力抑制(自動)』『原子炉出力抑制(手動)』にDB拡張設備として以下を追加した。 非常用取水設備	7月31日提出資料にて反映済み 技術的能力1.1第1.1.1表変更に伴う反映
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-2	同上	7月31日提出資料にて反映済み
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-1	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『ほう酸水注入』にSA設備、DB拡張設備、自主対策設備として以下を追加した。 SA設備：原子炉容器 DB拡張：非常用取水設備 自主：原子炉容器、非常用取水設備	7月31日提出資料にて反映済み 技術的能力1.1第1.1.1表変更に伴う反映
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-2	同上	7月31日提出資料にて反映済み
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-5, 8, 17	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水』にSA設備として以下を追加した。 代替所内電気設備	7月31日提出資料にて反映済み 技術的能力1.4第1.4.1表変更に伴う反映 技術的能力1.8第1.8.1表変更に伴う反映
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-6, 9, 18	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-5	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順』の以下の設備について、SA設備からDB拡張設備に変更した。 高压注入ポンプ、ほう酸注入タンク、非常用炉心冷却設備（高压注入系）配管・弁  また、SA設備として以下を追加した。 代替所内電気設備  また、DB拡張設備として以下を追加した。 燃料取替用水ピット、非常用炉心冷却設備配管・弁、1次冷却設備、原子炉容器	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力1.4第1.4.1表変更に伴う反映
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-6	同上	7月31日提出資料にて反映済み
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-6,9	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高压注入ポンプによる高压代替再循環運転』にSA設備として以下を追加した。  接続口	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力1.4第1.4.1表変更に伴う反映
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-7,10	同上	7月31日提出資料にて反映済み
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-11,12	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却』『可搬型大型送水ポンプ車によるA-高压注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水』にSA設備として以下を追加した。  接続口	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力1.5第1.5.1表変更に伴う反映
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-12,13	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 14-13, 14, 15	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ』にSA設備として以下を追加した。 代替所内電気設備	7月31日提出資料にて反映済み 技術的能力1.6第1.6.1表変更に伴う反映 技術的能力1.7第1.7.1表変更に伴う反映
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 14-14, 15, 16	同上	7月31日提出資料にて反映済み
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 14-13, 14, 15	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却』にSA設備として以下を追加した。 接続口	7月31日提出資料にて反映済み 技術的能力1.6第1.6.1表変更に伴う反映 技術的能力1.7第1.7.1表変更に伴う反映
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 14-14, 15, 16	同上	7月31日提出資料にて反映済み
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 14-16	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水』にSA設備として以下を追加した。 代替所内電気設備	7月31日提出資料にて反映済み 技術的能力1.8第1.8.1表変更に伴う反映
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 14-17	同上	7月31日提出資料にて反映済み
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 14-17	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる原子炉容器への注水』の以下の設備について、SA設備からDB拡張設備に変更した。 高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、燃料取替用水ピット、ほう酸注入タンク、非常用炉心冷却設備配管・弁、非常用炉心冷却設備（高圧注入系）配管・弁、非常用炉心冷却設備（低圧注入系）配管・弁、1次冷却設備、原子炉容器	7月31日提出資料にて反映済み 技術的能力1.8第1.8.1表変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.14-18	同上	7月31日提出資料にて反映済み
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.14-22	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水』の以下の設備について、SA設備から削除した。  高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ  また、自主対策設備として以下を記載した。  燃料取替用水ピット、B-格納容器スプレイポンプ	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力1.13第1.13.1表変更に伴う反映
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.14-23	同上	7月31日提出資料にて反映済み
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.14-50~53	比較表のみ、表2 技術的能力対応手段と運転手順等の比較表 (17/20) , (18/20) の貼り付け忘れのため、修正した。	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力1.0まとめ資料添付資料1.0.14表2 (17/20) , (18/20) を比較表に貼り付け
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.15-5	接続口設計変更の反映 (技術的能力1.7最新化の反映)  格納容器内自然対流冷却で用いる可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続口について、女川2号炉及び島根2号炉の審査実績を踏まえ、屋外2箇所に加えて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮した接続口を建屋内に1箇所設置する設計方針としたことに伴い、関連する記載箇所を修正した。また、凡例の記載方法を縦書きから横書きに変更した。修正箇所は以下のとおり。  図1「格納容器内自然対流冷却 系統概要図」	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力1.7まとめ資料 概要図変更に伴う反映
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.15-7	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.15-29	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施 (下線部参照) (旧) また、通常は原子炉補機冷却水系を冷却水として用いているが本除熱手段では原子炉補機代替冷却水系を用いることで冷却水を確保する。 可搬ホース等は原子炉冷却材浄化系では使用する必要がなく手動弁及び電動弁による系統構成のみで運転可能である。 (新) また、通常は原子炉補機冷却水系を冷却水として用いているが、 <u>本</u> 除熱手段では原子炉補機代替冷却水系を用いることで冷却水を確保する。 可搬ホース等は原子炉冷却材浄化系では使用する必要がなく、 <u>手</u> 動弁及び電動弁による系統構成のみで運転可能である。	7月31日提出資料にて反映済み 「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.15-14	女川審査実績の反映 (下線部参照) (旧) 重大事故等時における外部からの支援については、～必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について協議及び合意の上、～ (新) 重大事故等時における外部からの支援については、～必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、 <u>協</u> 議及び合意の上、～	7月31日提出資料にて反映済み
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.15-33	同上	7月31日提出資料にて反映済み
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.15-33	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施 (下線部参照) (旧) 重大事故等時における外部からの支援については、～必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について協議及び合意の上、～ (新) 重大事故等時における外部からの支援については、～必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、 <u>協</u> 議及び合意の上、～	7月31日提出資料にて反映済み 「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.16-2, 8	以下の記載を適正化した。  (旧) ～全交流動力電源喪失及び使用済燃料ピットでのサイフォン現象等～ (新) ～全交流動力電源喪失、 <u>使用済</u> 燃料ピットでのサイフォン現象等～	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 16-4, 18	同上	7月31日提出資料にて反映済み
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 16-14	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施（下線部参照） （旧） なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。 （新） なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。	7月31日提出資料にて反映済み 「女川原子力発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 16-12	図1「泊発電所におけるアクセスルート」について、43条の接続口の設置位置の変更に伴い、原子炉建屋東側にアクセスルート（要員）を追加	7月31日提出資料にて反映済み 技術的能力1.0.2まとめ資料変更に伴う反映
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 16-23	同上	7月31日提出資料にて反映済み
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 16-18, 23, 28, 31	以下の記載を適正化した。  （旧）以下の通り （新）以下のとおり	7月31日提出資料にて反映済み
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 16-31, 36, 42, 46	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 17-2~6	以下の記載を適正化した。  (旧) 原子炉容器が高圧状態で破損し、熔融炉心、水蒸気及び水素等が急速に放出され、～ (新) 原子炉容器が高圧状態で破損し、熔融炉心、水蒸気、水素等が急速に放出され、～	7月31日提出資料にて反映済み
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	全般	発電所対策本部の「事務局」は事務的な活動のみを行うものではなく、発電所対策本部の運営支援、対外関係機関への通報連絡等を含む総括的な業務を担っているが、その内容が伝わりにくい名称であったことから、発電所対策本部内の総括的な活動を行うことが名称から伝わるよう、「事務局」から先行審査実績のある「総括班」に名称変更した。 なお、発電所対策本部の体制、機能班の職務については変更はない。  以降、No. 131～209の修正理由も同様。	7月31日提出資料にて反映済み
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-とりまとめた資料-4, 9	『図1 泊発電所 原子力防災組織 体制図(参集要員招集後)』について、添付資料1.0.10と整合させた。	7月31日提出資料にて反映済み  技術的能力1.0.10まとめ資料変更に伴う反映
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-とりまとめた資料-7, 11	●記載表現、名称の相違等(実質的な相違なし)の項目について泊発電所3号炉欄の事務局を総括班に修正実施。	7月31日提出資料にて反映済み
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-31 1.0-79	相違理由欄 【大飯・女川】体制の相違(相違理由2)について2ボツ目と3ボツ目の事務局を総括班に修正実施。	7月31日提出資料にて反映済み
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-33 1.0-81	相違理由欄 下から2つ目 【大飯・女川】体制の相違について1ボツ目の事務局を総括班に修正実施。	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-79	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) 実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、～燃料補給活動等を行う事務局, 社外対応情報の収集、～  (新) 実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、～燃料補給活動等を行う総括班, 社外対応情報の収集、～	7月31日提出資料にて反映済み
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-81	同上	7月31日提出資料にて反映済み
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-85	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) 発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の事務局にて一元的に集約管理し、～  (新) 発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、～	7月31日提出資料にて反映済み
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-89	同上	7月31日提出資料にて反映済み
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-166	要員名称の記載修正  (旧) 事務局員 (新) 総括班員	7月31日提出資料にて反映済み
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-199	同上	7月31日提出資料にて反映済み



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.4-9	表2「放射線管理用資機材等」の注釈において以下のとおり修正した。  (旧) ※3：6名（事務局員2名＋放管班員4名）＋余裕 (新) ※3：6名（総括班員2名＋放管班員4名）＋余裕	7月31日提出資料にて反映済み
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.4-12	同上	7月31日提出資料にて反映済み
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.9-9	『表2 重大事故等対策に係る発電所災害対策要員（運転員を除く）の主な教育内容』について、事務局から総括班へ修正。	7月31日提出資料にて反映済み
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.9-21	同上	7月31日提出資料にて反映済み
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.9-10	『表3 アクシデントマネジメント (AM) に関する教育』について、事務局から総括班へ修正。	7月31日提出資料にて反映済み
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.9-22	同上	7月31日提出資料にて反映済み
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.9-13 1.0.9-15	『表5 発電所災害対策要員の各班における重大事故等対応のための主な教育訓練 (1/3)』『表5 発電所災害対策要員の各班における重大事故等対応のための主な教育訓練 (3/3)』について、事務局から総括班へ修正。	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.9-27 1.0.9-29	同上	7月31日提出資料にて反映済み
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.9-16	『表6 実効性等を総合的に確認する原子力防災訓練』について、事務局から総括班へ修正。	7月31日提出資料にて反映済み
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.9-31	同上	7月31日提出資料にて反映済み
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.9-21	『表10 重大事故等に対処する要員の力量管理について』について、事務局から総括班へ修正。	7月31日提出資料にて反映済み
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.9-54	同上	7月31日提出資料にて反映済み
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.10-4	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) 支援組織のうち運営支援組織は、～～～発電所対策本部の運営及び情報の収集、関係地方公共団体の対応等の社内外対応を行う班として事務局、～～～により構成する。  (新) 支援組織のうち運営支援組織は、～～～発電所対策本部の運営及び情報の収集、関係地方公共団体の対応等の社内外対応を行う班として総括班、～～～により構成する。	7月31日提出資料にて反映済み
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.10-8	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 10-8	相違理由欄に以下の記載を追記した。  名称の相違 (以降, 相違理由を省略)	7月31日提出資料にて反映済み
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 10-10	相違理由欄 下から1つ目 体制の相違(相違理由2)について 1ボツ目の事務局を総括班に修正実施。また, 1.0本文比較表の相違理由と記載表現を統一した。(下線部参照)  (旧) 泊の消火要員は, 運営支援組織である事務局の所属としている。 (新) 泊の消火要員は, 運営支援組織である総括班に属する。	7月31日提出資料にて反映済み
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 10-10	相違理由欄 下から1つ目 体制の相違(相違理由2)について 2ボツ目の事務局を総括班に修正実施。	7月31日提出資料にて反映済み
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 10-10	相違理由欄 下から1つ目 体制の相違(相違理由2)について 3ボツ目の事務局を総括班に修正実施。また, 1.0本文比較表の相違理由と記載表現を統一した。(下線部参照)  (旧) 玄海の運営支援組織である総務班の任務に「専属自衛消防隊初期消火活動指揮」と記載されており, 泊の事務局が消火要員の指揮を行うことについては玄海と同様。 (新) 玄海の運営支援組織である総務班の任務に「専属自衛消防隊初期消火活動指揮」と記載されており, 泊の運営支援組織である総括班が消火要員の指揮を行うことについては玄海と同様。	7月31日提出資料にて反映済み
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 10-5	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) 事務局 : 発電所対策本部の運営支援, 社外関係機関への通報連絡, 事故対応に必要な情報(本店対策本部の支援状況等)の収集, 要員の呼集, 参集状況の把握, 火災発生時における消火活動 (新) 総括班 : 発電所対策本部の運営支援, 社外関係機関への通報連絡, 事故対応に必要な情報(本店対策本部の支援状況等)の収集, 要員の呼集, 参集状況の把握, 火災発生時における消火活動	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-11	同上	7月31日提出資料にて反映済み
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-11	相違理由欄 下から2つ目 体制の相違について 1 ポツ目の事務局を総括班に修正実施。	7月31日提出資料にて反映済み
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-11	相違理由欄 下から1つ目 体制の相違について 事務局を総括班に修正実施。	7月31日提出資料にて反映済み
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-6	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) 事務局長又は災害対策本部要員(通報連絡責任者)は、発電所対策本部を設置するため、発電所災害対策要員を非常招集する(図7)。 (新) 総括班長又は災害対策本部要員(通報連絡責任者)は、発電所対策本部を設置するため、発電所災害対策要員を非常招集する(図7)。	7月31日提出資料にて反映済み
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-12	同上	7月31日提出資料にて反映済み
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-10	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) 二. 災害対策要員(事務局員)(2名) ・災害対策要員(事務局員)は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機、可搬型重大事故等対処設備に燃料補給を行う要員である。 (新) 二. 災害対策要員(総括班員)(2名) ・災害対策要員(総括班員)は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機、可搬型重大事故等対処設備に燃料補給を行う要員である。	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-19	同上	7月31日提出資料にて反映済み
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-12	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) 防災体制が発令された場合の通報連絡は事務局が行うが、〜〜連絡を迅速に行う体制とする(別紙5)。 a.〜〜 b.その後、発電所災害対策要員の招集で、参集した事務局の要員確保により、更なる時間短縮を図る。  (新) 防災体制が発令された場合の通報連絡は総括班が行うが、〜〜連絡を迅速に行う体制とする(別紙5)。 a.〜〜 b.その後、発電所災害対策要員の招集で、参集した総括班の要員確保により、更なる時間短縮を図る。	7月31日提出資料にて反映済み
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-22	同上	7月31日提出資料にて反映済み
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-23	相違理由欄 上から1つ目 運用の相違について事務局を総括班に修正実施。	7月31日提出資料にて反映済み
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-13	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) ⑥ 事務局は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し、〜〜情報共有を図る。 (新) ⑥ 総括班は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し、〜〜情報共有を図る。	7月31日提出資料にて反映済み
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-23	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-23	相違理由欄 下から3つ目 運用の相違について事務局を総括班に修正実施。	7月31日提出資料にて反映済み
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-13	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) ④ 事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、〜〜本店対策本部との情報共有を図る。 (新) ④ 総括班を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、〜〜本店対策本部との情報共有を図る。	7月31日提出資料にて反映済み
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-23	同上	7月31日提出資料にて反映済み
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-14	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) 重大事故発生時における発電所から社内外への情報連絡は、事務局が一元的に実施しており、〜〜直接的に他の班と中央制御室が情報共有を実施しない運用としている。 (新) 重大事故発生時における発電所から社内外への情報連絡は、総括班が一元的に実施しており、〜〜直接的に他の班と中央制御室が情報共有を実施しない運用としている。	7月31日提出資料にて反映済み
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-25	同上	7月31日提出資料にて反映済み
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-22	『図1 泊発電所 原子力防災組織 体制図(参集要員招集後)』について、事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-33	同上	7月31日提出資料にて反映済み
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-23	『図2 泊発電所 原子力防災組織 体制図(原子力緊急事態体制・複数号炉同時被災発生時)』について、事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-34	同上	7月31日提出資料にて反映済み
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-25	『図4 泊発電所 原子力防災組織 体制図(ブルーム通過時)』について、事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-36	同上	7月31日提出資料にて反映済み
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-27	『図7 発電所における体制発令と要員の非常招集』について、事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-38	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-31	『図11 緊急時対策所指揮所内のレイアウト、情報共有のイメージ』の図内及び注釈について、事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-42	同上	7月31日提出資料にて反映済み
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-32	『図12 重大事故等発生時の支援体制（概要）』について、事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-43	同上	7月31日提出資料にて反映済み
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-別紙1-2	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。（下線部参照）  (旧) 消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、事務局長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。  (新) 消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、総括班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。	7月31日提出資料にて反映済み
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-60	同上	7月31日提出資料にて反映済み
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-別紙1-4	『表1 各職位のミッション』について、事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-63	同上	7月31日提出資料にて反映済み
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-別紙1-5	『図1 泊発電所 原子力防災組織 体制図』について、事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-64	同上	7月31日提出資料にて反映済み
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-別紙2-1	『表1 初期消火要員の構成』について、事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-65	同上	7月31日提出資料にて反映済み
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-別紙2-2	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) 発電所対策本部長(代行者含む。)の指揮の下、事務局長は、平日昼間において、速やかに現場指揮者を指名し、消火活動を指示する。夜間及び休日においては、消火責任者が現場指揮者に消火活動を指示する。  (新) 発電所対策本部長(代行者含む。)の指揮の下、総括班長は、平日昼間において、速やかに現場指揮者を指名し、消火活動を指示する。夜間及び休日においては、消火責任者が現場指揮者に消火活動を指示する。	7月31日提出資料にて反映済み
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-66	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-別紙5-1	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照)  (旧) ⑤ その後、発電所災害対策要員の招集で、参集した事務局の要員確保により、更なる時間短縮を図る。 (新) ⑤ その後、発電所災害対策要員の招集で、参集した総括班の要員確保により、更なる時間短縮を図る。	7月31日提出資料にて反映済み
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-74	同上	7月31日提出資料にて反映済み
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-別紙7-1	『図1 原子力防災組織の要員(参集要員招集後)』について、事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-78	同上	7月31日提出資料にて反映済み
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-補足3-3	『図2 原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路』について、事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-130	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.12-18	相違理由欄 【女川】記載方針の相違 3ボツ目の事務局を総括班に修正実施。(下線部参照) (旧) ・発電所対策本部で実施する対応の判断は～また通報連絡については、事務局長の役務であることを添付資料1.0.10にて記載している。 (新) ・発電所対策本部で実施する対応の判断は～また通報連絡については、総括班長の役務であることを添付資料1.0.10にて記載している。	7月31日提出資料にて反映済み
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.12-9	『図5 泊発電所の原子力防災組織の変更』について、変更後の組織名称を事務局から総括班へ修正実施	7月31日提出資料にて反映済み
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.12-25	同上	7月31日提出資料にて反映済み
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.12-16	表3「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の前後の主な教育・訓練の比較」において、事故後新規追加した教育・訓練(一部予定含む)の項目について 事務局から総括班へ修正した。	7月31日提出資料にて反映済み
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.12-32	同上	7月31日提出資料にて反映済み
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-とりまとめた資料-2 全般	本店対策本部については、添付資料1.0.10に示すとおり、流通部門の中に情報通信班、工務班及び配電班を組織している等、5部門、13の班で構成している。1.0.2(4)c.(j)項では、部門毎に職務内容の概要を記載していたが、実際には班毎に職務を定めていることや班の責任者として班長を配置していることから、より実態に即した記載となるように、また、女川2号炉の審査実績も踏まえ、班毎に職務内容を記載するよう適正化した。なお、東京支社部門については、原子力班が行う官庁対応を支援する組織(リエゾン)であることから、先行審査実績も踏まえ、1.0.2(4)c.(j)項の東京支社部門に係る記載を削除し、添付資料1.0.10の東京支社部門の記載は残すこととした。  以降、No.211～248の修正理由も同様。	7月31日提出資料にて反映済み No249にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■経理班及びお客さま対応班に係る職務の概要を削除 ■総務班の職務について女川審査実績反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-86	記載の適正化及び女川審査実績の反映。(下線部参照)  (旧) 本店対策本部の各部門長は本店対策本部長が行う災害対策活動を補佐する。 (新) 本店対策本部の各班長は本店対策本部長が行う災害対策活動を補佐する。	7月31日提出資料にて反映済み
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-90	同上	7月31日提出資料にて反映済み
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-87	本店対策本部の構成や職務の概要について、記載の適正化及び先行審査実績の反映を行った。(下線部参照)  (旧) 本店対策本部は、本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、復旧対策の支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営等を行う原子力部門、保安通信回線の確保、電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策、ヘリコプターの確保・運用等を行う流通部門、資機材及び食料の調達及び輸送、要員の手配・健康管理等を行う業務部門、地域対応及びプレス対応等を行う社外対応部門、原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣、官庁対応等を行う東京支社部門で構成する。  (新) 本店対策本部は、本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、復旧対策の支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営等を行う原子力班、保安通信回線の確保等を行う情報通信班、電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策、ヘリコプターの確保・運用等を行う工務班、配電設備の被害復旧状況の集約、配電設備の復旧及び供給対策等を行う配電班、要員の手配・健康管理、食料の調達、医師・病院の手配等を行う総括班、業務用建物の被災状況確認等を行う総務班、資機材の調達・輸送等を行う資材班、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営に係る資金の調達・出金等を行う経理班、お客さまとの電話対応等を行うお客さま対応班、発電所の立地地域対応の支援等を行う立地班、報道関係に対する情報提供等を行う広報班で構成する。	7月31日提出資料にて反映済み No250にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■経理班及びお客さま対応班に係る職務の概要を削除 ■総務班の職務について女川審査実績反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-91	同上	7月31日提出資料にて反映済み No251にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■経理班及びお客さま対応班に係る職務の概要を削除 ■総務班の職務について女川審査実績反映
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.4-20	『図3 原子力事業所災害対策支援拠点 体制図』 添付資料1.0.10の記載に合わせ、班、係毎の職務を記載する等、充実化を図った。	7月31日提出資料にて反映済み No320にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■総務班の職務について女川審査実績反映
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.4-23	同上	7月31日提出資料にて反映済み No321にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■総務班の職務について女川審査実績反映
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-17	本店対策本部原子力部門原子力班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照)  (旧) 本店対策本部設営・運営、発電所対策本部との連絡調整、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、応急復旧対策支援、プレススポークスマン、原子力事業所災害対策支援拠点設営・運営、土木建築設備等の被害復旧状況の集約等  (新) 本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、原子力発電設備の復旧対策支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、傷病者搬送対応、プレススポークスマン、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営、土木建築設備等の被害復旧状況の集約、土木建築設備等の復旧対策等	7月31日提出資料にて反映済み
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-27 1.0.10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0.10-17	本店対策本部流通部門情報通信班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照)  (旧) 通信設備及び関連施設の防護・復旧対策等 (新) 保安通信回線の確保、情報通信設備等の被害復旧状況の集約等	7月31日提出資料にて反映済み
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0.10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0.10-17	本店対策本部流通部門工務班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照)  (旧) 電力系統の復旧及び供給対策、ヘリコプターの確保・運用等 (新) 電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策、ヘリコプターの確保・運用等	7月31日提出資料にて反映済み
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0.10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0.10-17	本店対策本部流通部門配電班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照)  (旧) 配電設備及び関係設備の被害復旧状況の集約、原子力事業所災害対策支援拠点等防災関連施設への電源供給等 (新) 配電設備の被害復旧状況の集約、配電設備の復旧及び供給対策等	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 10-17	本店対策本部業務部門総括班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照)  (旧) 本店対策本部の庶務・その他全社動員等の調整、食料対策・宿舍対策・傷病者対応等 (新) 本店対策本部の庶務、要員の手配・安否確認・健康管理、その他全社動員等の調整、食料の調達、宿舍対策、医師・病院の手配等	7月31日提出資料にて反映済み
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 10-17	本店対策本部業務部門総務班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照)  (旧) 派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請等 (新) 本店建物の警備、業務用建物の被災状況確認、派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請等	7月31日提出資料にて反映済み No328にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■総務班の職務について女川審査実績反映
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み No329にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■総務班の職務について女川審査実績反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 10-17	本店対策本部業務部門資材班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照)  (旧) 必要資材の調達及び輸送等 (新) 資機材の調達及び輸送等	7月31日提出資料にて反映済み
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 10-17	本店対策本部業務部門経理班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照)  (旧) 緊急動員時の出金等 (新) 原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営に係る資金の調達・出金、緊急動員時の出金等	7月31日提出資料にて反映済み
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 10-18	本店対策本部社外対応部門お客さま対応班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照)  (旧) お客様との電話対応等 (新) お客さまとの電話対応等	7月31日提出資料にて反映済み
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-18	本店対策本部社外対応部門立地班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照)  (旧) 地域社会における動向の調査等 (新) 発電所の立地地域対応の支援、地域社会における動向の調査等	7月31日提出資料にて反映済み
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-18	本店対策本部社外対応部門広報班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照)  (旧) 報道機関対応等 (新) 報道関係に対する情報提供等	7月31日提出資料にて反映済み
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-18	本店対策本部東京支社部門総務班の職務について、添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った。(下線部参照)  (旧) 本店対策本部との連絡調整、報道機関対応等 (新) 本店対策本部との連絡調整、報道関係に対する情報提供等	7月31日提出資料にて反映済み
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-28	同上	7月31日提出資料にて反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-32	『図12 重大事故等発生時の支援体制(概要)』 添付資料1.0.10の資料内の記載の整合のため、本店(札幌)から泊発電所への支援内容について記載を適正化した。	7月31日提出資料にて反映済み
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-43	同上	7月31日提出資料にて反映済み
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-33	『図13 本店対策本部の構成』 技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合のため、班、係毎の職務の記載とする等、充実化を図った。	7月31日提出資料にて反映済み No330にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■総務班の職務について女川審査実績反映
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-44	同上	7月31日提出資料にて反映済み No331にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■総務班の職務について女川審査実績反映
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-36	『図16 本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の構成』 技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合のため、班、係毎の職務の記載とする等、充実化を図った。	7月31日提出資料にて反映済み No332にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■総務班の職務について女川審査実績反映
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-47	同上	7月31日提出資料にて反映済み No333にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■総務班の職務について女川審査実績反映
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-補足3-2	『図1 本店対策本部の構成』 技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合のため、班、係毎の職務の記載とする等、充実化を図った。	7月31日提出資料にて反映済み No334にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■総務班の職務について女川審査実績反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 10-129	同上	7月31日提出資料にて反映済み No335にて、以下に示す事項について再修正実施。 ■総務班の職務について女川審査実績反映

以上、7/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。

249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-とりまとめた資料-2	<p>本店対策本部の経理班及びお客さま対応班に係る職務の概要について、1.0.2(4) c. (j)項から削除したことの説明を追記した。</p> <p>(旧)</p> <p>・本店対策本部については、添付資料1.0.10に示すとおり、流通部門の中に情報通信班、工務班及び配電班を組織している等、5部門、13の班で構成している。1.0.2(4) c. (j)項では、部門毎に職務内容の概要を記載していたが、実際には班毎に職務を定めていることや班の責任者として班長を配置していることから、より実態に即した記載となるように、また、女川2号炉の審査実績も踏まえ、班毎に職務内容を記載するよう適正化した。なお、東京支社部門については、原子力班が行う官庁対応を支援する組織(リエゾン)であることから、先行審査実績も踏まえ、1.0.2(4) c. (j)項の東京支社部門に係る記載を削除し、添付資料1.0.10の東京支社部門の記載は残すこととした。</p> <p>(新)</p> <p>・本店対策本部については、添付資料1.0.10に示すとおり、流通部門の中に情報通信班、工務班及び配電班を組織している等、5部門、13の班で構成している。1.0.2(4) c. (j)項では、部門毎に職務内容の概要を記載していたが、実際には班毎に職務を定めていることや班の責任者として班長を配置していることから、より実態に即した記載となるように、また、女川2号炉の審査実績も踏まえ、班毎に職務内容を記載するよう適正化した。なお、<u>経理班及びお客さま対応班の職務は直接的に発電所対策本部を支援する活動ではないこと</u>、並びに東京支社部門については、原子力班が行う官庁対応を支援する組織(リエゾン)であることから、先行審査実績も踏まえ、1.0.2(4) c. (j)項の経理班、お客さま対応班及び東京支社部門に係る記載を削除し、添付資料1.0.10の経理班、お客さま対応班並びに東京支社部門の技術班及び総務班の記載は残すこととした。</p>	
-----	---	----------------	---	--

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-87	<p>■経理班及びお客さま対応班の職務は、直接的に発電所対策本部を支援する活動ではないこと及び先行審査実績を踏まえ、1.0.2(4) c. (j)項から経理班及びお客さま対応班を削除した。</p> <p>■総務班の職務について、女川審査実績を反映した。</p> <p>(旧)</p> <p>本店対策本部は、本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、復旧対策の支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営等を行う原子力班、保安通信回線の確保等を行う情報通信班、電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策、ヘリコプターの確保・運用等を行う工務班、配電設備の被害復旧状況の集約、配電設備の復旧及び供給対策等を行う配電班、要員の手配・健康管理、食料の調達、医師・病院の手配等を行う総括班、業務用建物の被災状況確認等を行う総務班、資機材の調達・輸送等を行う資材班、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営に係る資金の調達・出金等を行う経理班、お客さまとの電話対応等を行うお客さま対応班、発電所の立地地域対応の支援等を行う立地班、報道関係に対する情報提供等を行う広報班で構成する。</p> <p>(新)</p> <p>本店対策本部は、本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、復旧対策の支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営等を行う原子力班、保安通信回線の確保等を行う情報通信班、電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策、ヘリコプターの確保・運用等を行う工務班、配電設備の被害復旧状況の集約、配電設備の復旧及び供給対策等を行う配電班、要員の手配・健康管理、食料の調達、医師・病院の手配等を行う総括班、土地・建物の被害調査、一般交通関係情報の収集等を行う総務班、資機材の調達・輸送等を行う資材班、発電所の立地地域対応の支援等を行う立地班、報道関係に対する情報提供等を行う広報班で構成する。</p>	
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-91	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-93	第1表 (2/19) 記載の適正化 (下線部参照)  (旧) 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの復旧 (新) 常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-99, 101	同上 また、当該記載箇所について大飯3/4号炉との相違理由を追記	同上
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-94	第1表 (2/19) 記載の適正化 (下線部参照)  (旧) タービン動補助給水ポンプの機能を回復させるため、現場での人力による操作によりタービン動補助給水ポンプを起動し・・・ (新) タービン動補助給水ポンプの機能を回復させるため、現場での手動操作によりタービン動補助給水ポンプを起動し・・・	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-100	同上	同上
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-98	第1表 (3/19) 記載の適正化 (下線部参照)  (旧) 代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復 (新) 常設代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復	技術的能力1.3まとめ資料での変更に伴う反映
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-105	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-106, 110	第1表 (4/19) 記載の適正化 (下線部参照)  (旧) 常設代替交流電源設備より受電したA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転を行うとともに  (新) 常設代替交流電源設備より受電したA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転を行うとともに	技術的能力1.4まとめ資料での変更に伴う反映
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-115, 119	同上	同上
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-109	大飯審査実績を踏まえ、第1表 (4/19) の「代替炉心注水」を以下のとおり適正化した。(下線部参照)  (旧) 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、まず、重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプを優先する。常設代替交流電源設備から受電後は、自主対策設備である燃料取替用水ビットからの重力注水を実施し、並行してB-充てんポンプを使用する。  (新) 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、使用可能であれば自主対策設備であるが、電源回復しない場合でも注水が可能な燃料取替用水ビットからの重力注水を優先する。常設代替交流電源設備から受電後は、継続的に原子炉容器に注水するために代替格納容器スプレイポンプを準備し、準備が整えば使用する。次にB-充てんポンプを使用する。	技術的能力1.4まとめ資料での変更に伴う反映
261	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-119	同上 上記適正化に伴い、大飯との相違理由を修正した。	同上
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-116	第1表 (5/19) 「代替補機冷却」について、左側の枠が空欄となっていたことから、「対応手段等」及び「フロントライン系故障時」を追記し記載を適正化した。 また、「対応手段等」の枠が2つに分かれていたことから1つの枠となるよう結合し記載を適正化した。	
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-117	第1表 (5/19) 「作業性」について、左側の枠が空欄となっていたことから、「配慮すべき事項」を追記し記載を適正化した。 また、「配慮すべき事項」の枠が2つに分かれていたことから1つの枠となるよう結合し記載を適正化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-136	第1表 (12/19) 「対応手段等」の枠が2つに分かれていたことから、1つの枠となるよう結合し記載を適正化した。	
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-117	第1表 (3/19) 脱字訂正 (下線部参照)  (旧) 全交流動力電源喪失した場合は、代替交流電源設備を用いて電動補助給水ポンプへ給電する。 (新) 全交流動力電源喪失した場合は、 <u>常設</u> 代替交流電源設備を用いて電動補助給水ポンプへ給電する。	
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-129	同上	
267	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-131	第1表 (9/19) 記載の適正化 (下線部参照)  配慮すべき事項/重大事故等時の対応手段の選択 (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止について、原子炉格納容器内水素処理装置は、電源等の動力源を必要としない静的な装置であり、原子炉格納容器内の水素濃度上昇に従い自動的に触媒反応するものである。 (新) 原子炉格納容器水素爆発防止について、原子炉格納容器内水素処理装置は、電源等の動力源を必要としない静的な装置であり、原子炉格納容器内の水素濃度上昇に従い自動的に触媒反応するものである。	技術的能力1.9まとめ資料での変更に伴う反映
268	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-146	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
269	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-137	第1表 (12/19) 「海洋への放射性物質の拡散抑制」について、左側の枠が空欄となっていたことから、「対応手段等」及び「使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷」を追記し記載を適正化した。	
270	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-150	第1表 (16/19) 記載の適正化 (下線部参照)  (旧) 中央制御室空調装置が閉回路循環運転となった場合 (新) 中央制御室空調装置が閉回路循環運転に切り替わった場合	技術的能力1.16まとめ資料での変更に伴う反映
271	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-173	同上	同上
272	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-151	60条及び技術的能力1.17との記載表現統一として、第1表 (16/19) の「汚染の持込み防止」を以下のとおり適正化した。(下線部参照)  (旧) 中央制御室への汚染の持込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。 (新) 中央制御室への汚染の持込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合は、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。	技術的能力1.16まとめ資料での変更に伴う反映
273	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-174	同上 上記修正に伴い、相違理由欄に女川及び大飯との相違理由を追加した。	技術的能力1.16まとめ資料での変更に伴う反映
274	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-152 1.0-153	第1表 (17/19) 誤記訂正。(下線部参照)  (旧) 対応手順等 (新) 対応手段等	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
275	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-175	同上	
276	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-154	第1表 (18/19) の「居住性の確保」を以下のとおり適正化した。(下線部参照)  (旧) ・「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合、～ (新) ・「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象(以下「 <u>原災法該当事象</u> 」という。)が発生した場合、～	技術的能力1.18まとめ資料での変更に伴う反映
277	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-178	同上 上記修正に伴い、相違理由欄の相違理由を「記載内容の相違」に適正化した。	技術的能力1.18まとめ資料での変更に伴う反映
278	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0-155	60条及び技術的能力1.17との記載表現統一として、第1表 (18/19) の「必要な数の要員の収容」を以下のとおり適正化した。(下線部参照)  (旧) ・～緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、 <u>「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象</u> が発生したと判断した後、～ (新) ・～緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、 <u>原災法該当事象</u> が発生したと判断した後、～	技術的能力1.18まとめ資料での変更に伴う反映
279	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-179	同上 上記修正に伴い、相違理由欄に女川との相違理由を追加した。	技術的能力1.18まとめ資料での変更に伴う反映
280	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0-183	第1表 (19/19) 大飯発電所3/4号炉の点線枠囲みの範囲を修正及び「比較のため再掲」を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
281	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-184	相違理由欄の誤記訂正 (下線部参照) (旧) 衛星電話設備 (可搬) を設置又は保管している。 (新) 衛星電話 (可搬) を設置又は保管している。	
282	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-157	第1表 (19/19) 「対応手順等」の枠が2つに分かれていることから、1つの枠に結合し記載適正化した。 また、以下のとおり誤記訂正した。(下線部参照)  (旧) 対応手順等 (新) 対応手段等	
283	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-159	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照)  第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (1/8) 対応手段欄 (旧) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 (新) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
284	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-186	同上	同上
285	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0-159	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照)  第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (1/8) 対応手段欄 (旧) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の閉操作 (新) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
286	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0-186	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
287	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-159	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照) 第2表 重大事故等対策における操作の成立性(1/8) 対応手段欄 (旧) 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電 (新) 常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
288	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-186	同上	同上
289	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-159	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照) 第2表 重大事故等対策における操作の成立性(1/8) 対応手段欄 (旧) 代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復 (新) 常設代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復 常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	技術的能力1.3まとめ資料での変更に伴う反映
290	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-186	同上	同上
291	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-163	第2表 誤記訂正(下線部参照) 【技能的能力1.14 対応手段欄】 (旧) 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 (蓄電池(非常用)及び後備蓄電池給電を24時間継続するため切り離していた直流負荷の復旧操作) (新) 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 (蓄電池(非常用)及び後備蓄電池給電を24時間継続するため切り離していた直流負荷の復旧操作)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
292	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0-164 1. 0-166	第2表 脱字訂正  【技能的能力1. 15及び1. 18 想定時間欄】 各対応手段の想定時間に「以内」を追記。	
293	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0-197 1. 0-199	同上	
294	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 1-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照)  表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7) 「技術的能力 対応手順」欄 (旧) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 (新) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
295	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 1-6	同上	同上
296	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 1-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照)  表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7) 「技術的能力 対応手順」欄 (旧) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の開操作 (新) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
297	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 1-6	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
298	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0. 1-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照)  表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7) 「技術的能力 対応手順」欄 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
299	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0. 1-6	同上	同上
300	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0. 1-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照)  表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7) 「技術的能力 対応手順」欄 (旧) 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電 (新) 常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
301	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0. 1-6	同上	同上
302	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0. 1-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、「技術的能力 対応手順」欄の記載順番を見直した。  以下の対応手順に関して、技術的能力1.2において、1.2.2.2(2)「復旧」に整理していたが、審査基準における「解釈1(2)復旧」の要求事項は、電動補助給水ポンプを代替電源により起動及び運転継続することであることから、1.2.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失時の蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却」にて整理することとした。  ・主蒸気逃がし弁操作可搬型空気ポンプによる主蒸気逃がし弁の機能回復 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
303	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 1-6	同上	同上
304	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 1-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称の適正化を実施した。(下線部参照)  表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7) 「技術的能力 対応手順」欄 (旧) 代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復 (新) 常設代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復 常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	技術的能力1.3まとめ資料での変更に伴う反映
305	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 1-6	同上	同上
306	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 1-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照)  表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7) 「技術的能力 対応手順」欄 (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による加圧器逃がし弁の機能回復 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による加圧器逃がし弁の機能回復	技術的能力1.3まとめ資料での変更に伴う反映
307	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 1-6	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
308	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.1-3	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照)  表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定(2/7)「技術的能力 対応手順」欄 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転  (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転	技術的能力1.4まとめ資料での変更に伴う反映
309	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.1-7	同上	同上
310	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.1-3	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照)  表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定(2/7)「技術的能力 対応手順」欄 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復  (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復	技術的能力1.5まとめ資料での変更に伴う反映
311	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.1-7	同上	同上
312	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.4-9~11	他条文資料更新予定(8月一括資料提出)に伴う資料間の整合のため、「表2 放射線管理用資機材等」において数量内訳を指揮所と待機所で明確にした。	DB34条まとめ資料での変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
313	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 4-12~13	同上	同上
314	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 4-12	他条文資料更新予定(8月一括資料提出)に伴う資料間の整合のため、「表3 チェンジングエリア用資機材」において数量内訳を指揮所と待機所で明確にした。	DB34条まとめ資料での変更に伴う反映
315	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 4-14	同上	同上
316	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 4-14	『表4 その他資機材等(緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所)』の可搬型照明に対する仕様等の記載を他条文資料に合わせ誤記修正した。 (下線部参照)  (旧) ・バッテリー二式 (新) ・バッテリー式	
317	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0. 4-15	同上	
318	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0. 4-14	『表4 その他資機材等(緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所)』の一般テレビ(回線, 機器)及び社内パソコン(回線, 機器)に対する数量の記載を他条文資料に合わせ記載表現を見直した。(下線部参照)  (旧) 二式 (新) <u>一</u> 式	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
319	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.4-15	同上	
320	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.4-20	『図3 原子力事業所災害対策支援拠点 体制図』 添付資料1.0.10の記載に合わせ、総務班の記載を適正化した。  (旧) 本店建物の警備、業務用建物の被災状況確認、派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請 他  (新) 本店建物の警備、土地・建物の被害調査、一般交通関係情報の収集、派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請 他	
321	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.4-23	同上	
322	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	添付資料1.0.6 <目次>	『補足1 炉心損傷時に蒸気発生器がドライアウト状態となった場合の蒸気発生器2次側への注水判断について』を目次に追加した。	
323	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.6-2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
324	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.6-補足1-1, 2	重大事故等対策の有効性評価における重要事故シーケンス等においては、補助給水ポンプによる注水、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給により、蒸気発生器はドライアウト状態とはならないことを追記した上で、全体的に記載を適正化した。主な修正事項については、以下のとおり。 <主な修正事項> 1. 事故シーケンスグループの名称（2次冷却系からの除熱機能喪失、雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損））を追記 2. 「2次冷却系からの除熱機能喪失」, 「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」以外の重要事故シーケンス等では蒸気発生器がドライアウト状態とならないことを追記。 3. 炉心損傷時にドライアウト状態となった蒸気発生器2次側への注水判断指標の一つとして、①の知見が得られたことから、アクシデントマネジメントガイドラインへ反映することを明記。 4. 重大事故等対策の有効性評価における前提を超えるような事態（大規模損壊発生時等）においても、蒸気発生器2次側への注水判断をアクシデントマネジメントガイドラインに基づき実施することについて追記。 5. 炉心損傷時に蒸気発生器がドライアウト状態となった場合における蒸気発生器2次側への注水に係る正の効果、負の影響の具体的な内容を追記。	
325	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.6-152, 153	同上	
326	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.9-11	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。（下線部参照） 表4 運転員が行う重大事故等対応のための主な教育訓練(1/2)「主な内容」欄 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転	技術的能力1.4まとめ資料での変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
327	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.9-25	同上	同上
328	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.10-17	本店対策本部業務部門総務班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った  (旧) 本店建物の警備、業務用建物の被災状況確認、派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請等  (新) 本店建物の警備、土地・建物の被害調査、一般交通関係情報の収集、派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請等	
329	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.10-28	同上	
330	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.10-33	『図13 本店対策本部の構成』 技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合のため、総務班の記載を適正化した。(下線部参照) また、誤字脱字の修正を実施した。(二重下線部参照)  (旧) 本店建物の警備、業務用建物の被災状況確認 派遣用車両の確保・緊急通行車両申請 他  (新) 本店建物の警備、土地・建物の被害調査、一般交通関係情報の収集 派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請 他	
331	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.10-44	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
332	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-36	『図16 本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の構成』 技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正, 及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合のため, 総務班の記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 本店建物の警備, 業務用建物の被災状況確認, 派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請 他 (新) 本店建物の警備, 土地・建物の被害調査, 一般交通関係情報の収集, 派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請 他	
333	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-47	同上	
334	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.10-補足3-2	『図1 本店対策本部の構成』 技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正, 及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合のため, 総務班の記載を適正化した。(下線部参照) また, 誤字脱字の修正を実施した。(二重下線部参照)  (旧) 本店建物の警備, 業務用建物の被災状況確認 派遣用車両の確保・緊急通行車両申請 他 (新) 本店建物の警備, 土地・建物の被害調査, 一般交通関係情報の収集 派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請 他	
335	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.10-129	同上	
336	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため, 対応手段名称を適正化した。(下線部参照)  表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表(2/31) 「対応手段」欄 (旧) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 (新) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
337	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-3	同上	同上
338	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表 (2/31) 「対応手段」欄 (旧) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の <u>開操作</u> (新) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の <u>機能回復</u>	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
339	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-3	同上	同上
340	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表 (2/31) 「対応手段」欄 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機( <u>海水冷却</u> )による主蒸気逃がし弁の機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
341	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-3	同上	同上
342	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表 (2/31) 「対応手段」欄 (旧) 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電 (新) 常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの <u>機能回復</u>	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
343	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-3	同上	同上
344	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-2	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、「対応手段」欄の記載順番を見直した。  以下の対応手段は、1. 2. 2. 2(2)「復旧」に整理していたが、審査基準における「解釈1(2)復旧」の要求事項は、電動補助給水ポンプを代替電源により起動及び運転継続することであることから、1. 2. 2. 2(1)「全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失時の蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却」にて整理することとした。  ・主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンプによる主蒸気逃がし弁の機能回復 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
345	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-3	同上	同上
346	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-4	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称の適正化を実施した。(下線部参照)  表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表(4/31)「対応手段」欄 (旧) 代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復 (新) 常設代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復 常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	技術的能力1.3まとめ資料での変更に伴う反映
347	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-5	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
348	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-4	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表(4/31)「対応手段」欄 (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による加圧器逃がし弁の機能回復 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による加圧器逃がし弁の機能回復	技術的能力1.3まとめ資料での変更に伴う反映
349	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-5	同上	同上
350	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-6	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表(6/31)「対応手段」欄 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転	技術的能力1.4まとめ資料での変更に伴う反映
351	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-7	同上	同上
352	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-9	技術的能力1.4まとめ資料において、大飯審査実績反映に伴い、1.4.2.3(2)a. 代替炉心注水 対応手段の優先順位を見直したことから資料間の整合のため、「対応手段」欄の記載順番を見直した。  (旧) ・代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 ・燃料取替用水ビットからの重力注水による原子炉容器への注水 (新) ・燃料取替用水ビットからの重力注水による原子炉容器への注水 ・代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	技術的能力1.4まとめ資料での変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
353	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-10	同上	同上
354	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-9	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表(9/31)「対応手段」欄 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転	技術的能力1.4まとめ資料での変更に伴う反映
355	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-10	同上	同上
356	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-9	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、「設備」欄「燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水」に係る設備について、適正化した。  (旧) 燃料取替用水ピット、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、非常用炉心冷却設備配管・弁、非常用炉心冷却設備(低圧注入系)配管・弁、1次冷却設備、原子炉容器、常設代替交流電源設備 (新) 燃料取替用水ピット、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、非常用炉心冷却設備配管・弁、非常用炉心冷却設備(低圧注入系)配管・弁、1次冷却設備、原子炉容器	技術的能力1.4まとめ資料での変更に伴う反映
357	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-10	同上	同上



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
358	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-11	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表 (11/31) 「対応手段」欄 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復	技術的能力1.5まとめ資料での変更に伴う反映
359	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-12	同上	同上
360	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-12	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表 (12/31) 「対応手段」欄 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復	技術的能力1.5まとめ資料での変更に伴う反映
361	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-13	同上	同上
362	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-26	技術的能力1.14の対応手段「非常用交流電源設備による給電」について、有効性評価における重要事故シーケンス等の事故条件が「外部電源あり」の場合は、先行審査実績(女川)に合わせて「◎」を削除した。なお、事故条件が「外部電源なし」の場合については、非常用交流電源設備であるディーゼル発電機による給電に期待することから「◎」としている。  表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表 (26/31) 項目「1.14」 対応手段「非常用交流電源設備による給電」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
363	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-27	同上	
364	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-32	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表 (1/20) 「対応手段」欄 (旧) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの <u>起動</u> (新) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの <u>機能回復</u>	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
365	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-34	同上	同上
366	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-32	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表 (1/20) 「対応手段」欄 (旧) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の <u>開操作</u> (新) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の <u>機能回復</u>	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
367	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-34	同上	同上
368	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-32	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表 (1/20) 『現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復』に対応する「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備」欄を適正化した。 (下線部参照)  (旧) 全交流動力電源 (制御用空気) <u>及び</u> 直流電源 (新) 全交流動力電源 (制御用空気) <u>又は</u> 直流電源	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
369	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-34	同上	同上
370	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-32	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表(1/20) 「対応手段」欄 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
371	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-34	同上	同上
372	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-32	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表(1/20) 「対応手段」欄 (旧) 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電 (新) 常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
373	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-34	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
374	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-32	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、「対応手段」欄の記載順番を見直した。  以下の対応手段は、1. 2. 2. 2(2)「復旧」に整理していたが、審査基準における「解釈1(2)復旧」の要求事項は、電動補助給水ポンプを代替電源により起動及び運転継続することであることから、1. 2. 2. 2(1)「全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失時の蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却」にて整理することとした。  ・主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンプによる主蒸気逃がし弁の機能回復 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
375	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-34	同上	同上
376	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 14-34	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称の適正化を実施した。(下線部参照)  表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表(3/20)「対応手段」欄 (旧) 代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復 (新) 常設代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復 常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	技術的能力1.3まとめ資料での変更に伴う反映
377	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 14-36	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
378	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0. 14-34	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表 (3/20) 「対応手段」欄 (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による加圧器逃がし弁の機能回復 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による加圧器逃がし弁の機能回復	技術的能力1.3まとめ資料での変更に伴う反映
379	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0. 14-36	同上	同上
380	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0. 14-35	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表 (4/20) 「対応手段」欄 (旧) 復旧 (可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転) (新) 復旧 (可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転)	技術的能力1.4まとめ資料での変更に伴う反映
381	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0. 14-37	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
382	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.14-37	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、対応手段名称を適正化した。 (下線部参照)  表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表(6/20)「対応手段」欄 (旧) 復旧 (可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転) (新) 復旧 (可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転)	技術的能力1.4まとめ資料での変更に伴う反映
383	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.14-39	同上	同上
384	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.16 目次	目次の誤記訂正(下線部参照)  (旧) 図4(3/3)原子炉補機冷却水系統への通水確保(海水)の作業動線と評価点 (新) 図4(3/3)原子炉補機冷却水系統への通水確保(海水)の作業動線と評価点	
385	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.16-1	同上	